

論文試験突破の鍵

[コアノート] 掲載の知識で予備 試験論文答案が書ける!

[予備試験論文過去問 答案例]

『論文合格講座』で使用する教材です。論文合格講座では、予備試験の論文全過去問と旧司法試験過去問を中心に扱い、問題文の読み方、論点の抽出の仕方などの実践的な解法スキルを身に付けていただけます。

①

【条文の文言】

条文の文言は緑色でマーク。

②

【コア知識】

コアノート掲載のコア知識該当部分は、黄色でマーク。

③

【問題文掲載の事実】

問題文に掲載されている事実は、実線で表示。

④

【事実に対する評価】

問題文に掲載されている事実を評価した部分を、点線で表示。

この他にも、各問題に応じて、現場思考で考えるべき内容は青色など、適宜マークを施しています。

Link

問題を解決するために欠くことのできない知識は、コアノートから導くことができます。

⑤

【通し番号】

確認テスト、答案例に掲載の番号とリンクしております。教材間のリンク学習を効率的に行える工夫を施しています

⑥

【重要度】

コア知識の中でも、優先的に覚えるべき事項を★で表しています。

⑦

試験対策上、重要な箇所だけをピックアップ。

⑧

【判例情報】

受験生がおさえるべき重要判例の情報を掲載。セブンサミットの索引から該当判例の詳細を確認できます。

[コアノート]

セブンサミットテキストから「コア」知識を抽出して集約したエッセンス集です。平成23(2011)年以降の予備試験論文過去問の合格答案に必要な知識は「コアノート」に!

9 問		10 解説	
5	2 強盗罪	75	強盗罪(236 1)における「暴行・脅迫」の意義 (最判昭和 23, 11, 18)
	76		暴行・脅迫が相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものがあるか否かは、いかなる基準で判断すべきか
	77		強盗罪における「強取」の意義
	78		「強取した」といえるためには、被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか(例:客観的に反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えられたが、被害者は単に畏怖にたずねて財物を交付した場合)
6	79	76	財物の占有を確保した後に被害者を殺害しようとした場合の処理(例:被害者から覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために、先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体として殺害しようとした場合)
	79		「犯人による事象発射行為は、被害者を殺害して関人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされ、期を取得して占有を確保した後に、覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために、先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体として殺害しようとした場合」
7	79	76	「強取した」といえるためには、被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか(例:客観的に反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えられたが、被害者は単に畏怖にたずねて財物を交付した場合)
	79		「犯人による事象発射行為は、被害者を殺害して関人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされ、期を取得して占有を確保した後に、覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために、先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体として殺害しようとした場合」
8	79	76	「強取した」といえるためには、被害者が実際に反抗を抑圧された状態で財物の奪取がなされることを要するか(例:客観的に反抗を抑圧する程度の暴行・脅迫を加えられたが、被害者は単に畏怖にたずねて財物を交付した場合)
	79		「犯人による事象発射行為は、被害者を殺害して関人に対する本件覚せい剤の返還ないし買主が支払うべきものとされ、期を取得して占有を確保した後に、覚せい剤の返還や代金の支払いを免れるために、先行する本件覚せい剤取得行為がそれ自体として殺害しようとした場合」

9 10

復習時は、左側の「問」から右側の「解説」が自力で導くことができるかどうかを繰り返すことで、着実にコア知識を修得していきます。コアテストでは、3つの形式でコア知識の理解をチェックしていきます。

11

まず最優先でおさえるべき特に重要なワードは太字で示しています。論文答案で書けるようになるべき事項を一目で把握できるようにしています。

予備試験論文過去問答案例のPOINT

フルカラーを採用

答案内で色分けを施し、答案がどのような構成できているかを一目で把握することができます。

「コア」知識を使いこなす

合格答案を作成するためには「コア」知識を丸暗記するのではなく、理解をして問題に応じて使えるようになる必要があります。したがって、答案例をもとに、コアノート掲載の知識が答案ではどのように使われているのかを分析することで使いこなす方を修得していきます。未知の問題にも対応できる応用力を養成していきます。

LEC専任講師が監修

答案の作成にはLEC専任講師が携わり、実際の合格者レベルを踏まえて、実践的に時間内に書き上げることができる内容となっております。

コアノートのPOINT

『コアノート』は
論証集ではない!

強調箇所を優先に

『コアノート』は、丸暗記に頼ることなく、「コア」知識を問題に応じて「使いこなす」ことができる応用力を付けるためのツールです。予備試験では、同じ論点でも、詳細に厚く論じるのか、短く簡潔に論じるのかを問題ごとに判断し、答案に反映させなければなりません。限られた時間内で答案を書ききるための戦略的な側面もあります。その問題を解決する視点で知識を上手に使えるようになることが、まさに法曹の役割だと言えます。

重点事項を集約

初學者の段階は、まずは解説部分の太字で強調された箇所を優先的に学習してください。

LEC専任講師が作成

『コアノート』には試験対策上、重点的に学習すべき事項だけを集約しています。講義後は、コアノートの該当箇所を自身で復習することで、効果的な復習が可能となっています。

『コアノート』の作成にはLEC専任講師が携っており、試験傾向や出題趣旨を踏まえて、法改正情報や最新判例も、本日に学習すべき内容も絞り込んであります。